

九州北部税理士会鳥栖支部規約

制 定 昭和 55 年 10 月 14 日
変 更 昭和 58 年 2 月 1 日
平成 13 年 11 月 22 日
平成 13 年 12 月 19 日
平成 23 年 3 月 29 日
平成 26 年 12 月 12 日
平成 27 年 4 月 23 日
平成 28 年 4 月 27 日
平成 29 年 4 月 21 日
令和 3 年 4 月 27 日
令和 4 年 4 月 26 日

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 当支部は、九州北部税理士会鳥栖支部と称する。

(目 的)

第 2 条 当支部は、九州北部税理士会（以下「本部」という。）の目的の達成に資するため、当支部に所属する会員（以下「支部会員」という。）に対する指導、連絡及び監督を行い、かつ、支部会員相互の融和を図ることを目的とする。

(事 業)

第 3 条 当支部は、前条に規定する目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 支部会員の品位保持及び資質の向上を図る施策を実施すること。
- (2) 小規模納税者に対する税理士の業務に関する施策を実施すること。
- (3) 租税に関する教育その他知識の普及及び啓発のための活動に関する施策を実施すること。
- (4) 本部から委任された会務を行い、本部からの連絡事項を支部会員に伝達し、支部会員の意見を本部に進達すること。
- (5) 税理士業務及び税務行政の改善進歩に関して税務官公署と連絡協議すること。
- (6) 支部会員の融和と福祉の増進に寄与する施策を実施すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、支部会員に対する指導、連絡及び監督に関する施策その他当支部の目的を達成するために必要な施策を実施すること。

(事務所)

第4条 当支部は、鳥栖税務署管轄区域内に支部事務所を置く。

(区域)

第5条 当支部の区域は、鳥栖税務署の管轄区域とする。

第2章 支部会員

(支部会員)

第6条 前条に定める区域に税理士事務所又は税理士法人の事務所の登録を受けた税理士（以下「支部税理士会員」という。）は、支部会員となる。

2 前条に定める区域に主たる事務所又は従たる事務所を有する税理士法人（以下「支部税理士法人会員」という。）は、支部会員となる。

3 支部税理士法人会員が、当支部内に複数の事務所を有する場合には、事務所ごとに支部会員となる。

(支部会員の義務)

第7条 支部会員は、この規約を遵守するとともに当支部が求める事項について報告し、又はその勧告若しくは指示に従わなければならない。

(支部税理士会員の研修)

第7条の2 支部税理士会員は、税理士の業務の改善進歩及びその資質の向上を図るため、自ら研さんに努めるとともに、当支部及び本部が実施する研修(本部が指定した研修を含む。)を受けなければならない。

(税務支援への従事義務)

第7条の3 支部税理士会員は、当支部及び本部が実施する税務支援に従事しなければならない。

2 支部税理士会員は、当支部及び本部から前項の従事の要請があった場合は、病気療養その他正当な理由なくこれを拒むことはできない。

(支部会員に対する通知等)

第8条 支部会員に対する通知、催告又は書類の送達（以下「通知等」という。）は、次の各号の事務所に対して行う。

(1) 支部税理士会員に対しては、支部税理士会員名簿に登載されたその会員の税理士事務所又は税理士法人の事務所

(2) 支部税理士法人会員に対しては、支部税理士法人会員名簿に登載されたその会員の主たる事務所又は従たる事務所

- 2 前項の通知等は、支部会員の承諾を得て、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下同じ。）により行うことができる。
- 3 前2項の通知等は、通常到達すべき時に到達したものとみなす。
- 4 署名又は記名押印をすることが規定されている通知等を電磁的方法により行う場合には、署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

第3章 支部役員並びに顧問及び相談役

（支部役員）

第9条 当支部に次の支部役員を置く。

- (1) 支部長 1人
- (2) 副支部長 1人
- (3) 支部理事 3人以内
- (4) 支部監事 1人

- 2 支部役員は、本部の役員（監事を除く。）と兼ねることを妨げない。ただし、支部監事は、本部の監事以外の役員と兼ねることはできない。

（支部役員の選任）

第10条 支部役員は、支部税理士会員のうちから支部総会で選任する。

- 2 支部役員の選任に関し必要な事項は、支部規則で定める。
- 3 支部税理士法人会員は、支部役員の選任に関し選挙権及び被選挙権を有しない。

（支部役員の職務）

第11条 支部長は、当支部を代表し、当支部の会務を総理し、次条に規定する支部役員会の議長となる。

- 2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 支部理事は、支部役員会の構成員として当支部の会務の執行に参画する。
- 4 支部監事は、当支部の会計及び会務の執行を監査する。

（支部役員会）

第12条 支部役員会は、支部長、副支部長及び支部理事をもって構成し、当支部の会務の執行に関する事項を審議決定する。

- 2 支部役員会は、支部長が招集する。
- 3 支部監事は、支部役員会に出席してその職務に関し意見を述べることができる。

4 支部長は、第2項の招集を書面又は電磁的方法により行なうことができる。

(書面議決)

第12条の2 第17条に規定する支部総会を除く当支部の会議(役員会、部会、委員会、その他支部で行う会議をいう。以下、「会議」という。)は、会議を招集する者又は議長がやむを得ない事情により会議を招集することができないと認めるとき又はその議に付すべき事項について定例又は軽易な事案で会議を招集する必要がないと認めるときについては、書面により、又は電磁的方法によりその可否を求め議決することができる。

(ウェブ会議システムによる出席)

第12条の3 当支部の会議においては、会議を招集する者又は議長が認めるときは、ウェブ会議システム(インターネット通信回線を用いることにより出席者の音声及び映像が即時的かつ双方向的に伝わり、互いに適時的確な意見表明ができる環境が確保されたシステムをいう。)を利用する方法によって出席することができる。この場合において、会議に出席する場所は、本部会則第24条及び本部綱紀規則第13条に規定する秘密を守る義務を履行することができる場所でなければならない。

(支部役員の任期)

第13条 支部役員の任期は、就任後第2回目の定期総会終了の時までとする。ただし、重任を妨げない。

2 補欠又は増員により就任した支部役員の任期は、他の支部役員の残任期間と同一とする。

(支部の顧問及び相談役)

第14条 支部長は、支部役員会の議を経て、支部税理士会員のうちから、当支部の顧問及び相談役を委嘱することができる。

(本部会則の準用)

第15条 本部会則第21条(役員の退任)、第23条(代表権の制限)、第24条(役員の守秘義務)及び第25条(役員の欠格事項)の規定は、支部役員に準用する。

(支部規則及び支部細則の制定)

第16条 当支部は、この規約に基づき必要な措置を行うため、支部規則及び支部細則を定めることができる。

第4章 支部総会

(支部総会)

第17条 支部総会は、定期総会及び臨時総会の2種とし、定期総会は毎年事業年度終了の日から3月以内、臨時総会は必要に応じて支部長が招集する。

(支部総会の招集通知)

第18条 支部総会を招集するには、会日の2週間前までにその日時、場所及び議案を記載した書面により、支部税理士会員に、その通知をしなければならない。

2 前項の規定により通知をしなければならない支部税理士会員は、支部総会招集通知書の発送日現在において支部税理士会員名簿に登載されている者とする。

(議決の要件)

第19条 支部総会の議決は、会員（前条第2項に規定する支部税理士会員をいう。以下この章において同じ。）の2分の1以上の者が出席し、その出席者の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 支部総会において、次の事項について議決する場合には、前項の規定にかかわらず、会員の2分の1以上の者が出席し、その出席者の3分の2以上の多数によらなければならない。

- (1) 支部規約の変更
- (2) 第29条第2項に掲げる事項
- (3) 新たに支部を設立する場合における財産の帰属
- (4) 解散した場合における残余財産の帰属

(委任による議決権の行使)

第20条 会員で支部総会に出席することができない者は、あらかじめ、議案について賛否の意見を明らかにした書面をもって出席する会員に委任して、その議決権を行使することができる。

2 前項の規定により、議決権を行使する者は、支部総会に出席したものとみなす。

(支部総会で決定すべき事項)

第21条 支部総会は、次の事項を決定する。

- (1) この支部規約において支部総会の議決又は承認を要することとされている事項
- (2) 第19条第2項各号に掲げる事項
- (3) 当支部の重要な財産の取得及び処分に関する事項

- (4) 支部の合併又は解散
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会務に関する重要事項で支部総会に付議された事項

(議事の制限)

第 22 条 支部総会においては、第 18 条第 1 項の規定により会員にあらかじめ通知してある議案以外の事項を決定することができない。

(支部総会の議長)

第 23 条 支部総会の議長は、その支部総会において、選任する。

(議 決 権)

第 24 条 支部総会における会員の議決権は、会員 1 人につき 1 個とする。

- 2 支部税理士法人会員は、支部総会の議決権を有しない。

(利害関係者の排除)

第 25 条 支部総会の議案について特別の利害関係がある者は、その議決に加わることができない。

(議 事 録)

第 26 条 支部総会の議事については、議事録を作成しておかなければならない。

- 2 支部総会の議事録には、議事の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した会員 2 人以上が署名押印して、保存しなければならない。
- 3 前項の議事録は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）をもって作成することができる。この場合において、当該電磁的記録に記録された事項については、署名押印に代わる措置をとらなければならない。

(本部への報告)

第 27 条 支部長は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく当該各号に掲げる事項を本部に報告するものとする。

- (1) 支部総会を招集するときは、その日時、場所及び議案
- (2) 支部総会が終了したときは、その決議の内容
- (3) 支部役員の変更又は支部役員の氏名に変更があったときは、変更後の支部役員の名
- (4) 支部事務所を移転したときは、移転後の支部事務所の所在地
- (5) その他当支部の業務又は支部会員の業務に関して本部が必要と認める事項

第5章 支部会費

(支部会費)

第28条 支部会員は、1事業年度につき、次の各号に定める支部会費を負担する。

- (1) 支部税理士会員 18,000円
 - (2) 支部税理士法人会員 18,000円
- 2 本部会則第68条第2項(会費の納付)、第70条(事業年度の中途において入会又は退会した場合の特例)及び第71条(会費の全部又は一部の免除)の規定は、支部会費に準用する。

(特別会費)

第29条 支部会員は、特別の支出に充てるため特別会費を負担する。

- 2 前項の特別会費の目的、金額及び納期については、支部総会においてこれを定める。
- 3 特別会費は、特別会計をもって処理する。

(滞納支部会費)

第29条の2 滞納支部会費に関し必要な事項は、支部細則で定める。

第6章 庶務及び会計

(支部の事務)

第30条 当支部の事務は、支部事務所で行う。

(支部の備置帳簿)

第31条 当支部は、支部事務所に次の帳簿及び書類(電磁的記録を含む。)を備える。

- (1) 支部税理士会員名簿及び支部税理士法人会員名簿並びに支部役員名簿
 - (2) 本部及び当支部の諸規則つづり
 - (3) 本部からの通知及び支部会員への通知つづり
 - (4) 支部総会及び支部役員会の議事録
 - (5) 当支部の会計帳簿
- 2 前項各号の帳簿及び書類が書面をもって作成されている場合は、書面による保存に代えて、支部長の承諾を得て、その書面に記載された事項をスキャナ(これに準ずる画像読み取り装置を含む。)により読み取ってできた電磁的記録を備えることができる。

(事業年度)

第32条 当支部の事業年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(支部の経費)

第 33 条 当支部の経費は、本部からの交付金、支部会費、特別会費、寄付金その他の収入をもって支弁する。

(予算及び決算)

第 34 条 支部長は、支部定期総会にその会日の属する事業年度の事業計画及び予算案を提出してその議決を求め、かつ、前事業年度の事業報告及び決算の承認を求めなければならない。

2 予算が成立しない期間においては、支部長は、通常の当支部の会務を執行するために必要な経費の金額に限り支出することができる。

(監査報告)

第 35 条 支部監事は、各事業年度における当支部の会計及び業務の執行を監査した結果について、翌事業年度の支部定期総会において報告しなければならない。

(特定個人情報等の取扱い)

第 36 条 当支部は、個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）について、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等に基づき、適正に取り扱うものとする。

2 特定個人情報等の取扱いに関し必要な事項は、支部細則で定める。

(本部会則等の一般的準用)

第 37 条 この規約に定めのない事項については、本部の会則その他本部の規則等の定めに準じてこれを行うものとする。

附 則

1 この改正規定は、令和 4 年 4 月 26 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

鳥栖支部滞納支部会費徴収整理細則

(趣 旨)

第1条 この細則は、滞納支部会費の円滑な徴収及び整理に関し、必要な事項を定める。

(定 義)

第2条 この細則において、滞納支部会費とは次のものをいう。

- (1) 支部規約第28条に定める納期までに会員が納付すべき支部会費のうち、前事業年度末日において納付されなかった会費
- (2) 支部規約第29条に定める支部総会の議決による納期までに会員が納付すべき支部特別会費のうち、前事業年度末日において納付されなかった特別会費

2 この細則において、支部会費滞納者とは、前項に定める滞納支部会費がある会員をいう。

(督促等)

第3条 支部長は、支部会費滞納者に対して、滞納支部会費の納付の督促をしなければならない。

2 支部会費滞納者から会費の一部について納付があったときは、滞納支部会費の発生順に納付されたものとして取り扱う。

(支部会費滞納者の現況調査等)

第4条 支部長は、毎年6月末日現在における滞納支部会費について、納付の意思確認調査を行い、支部会費滞納者の氏名又は名称、事務所の所在地、滞納期間及び滞納額等について、支部会費滞納者の現況書（第1号様式）を作成するものとする。

(内容証明郵便による督促)

第5条 支部長は、支部会費滞納者に対して内容証明郵便をもって督促し、年1回以上これを継続する。

(法的措置)

第6条 支部長は、前条に規定する督促をしても、なお滞納支部会費が納付されないときは、当該支部会費滞納者に対して滞納支部会費の全額につき、訴えの提起（少額訴訟を含む。）、支払督促の申立てその他の法的手続（以下「法的措置」という。）を講ずるものとする。

2 前項に規定する法的措置は、支部会費滞納者に2事業年度分以上の滞納支部会費がある者に対して行い、債権額を確定するものとする。

- 3 支部長は、第1項に定める法的措置を講じたときは、支部会費滞納者に対する法的措置報告書(第2号様式)により、速やかにその顛末を本会会長に報告するものとする。
- 4 支部長は、本会会長に支部会費滞納者に関する共同法的措置申請書(第3号様式)をもって申請することにより、第1項に定める法的措置を本会と共同して行うことができる。

(強制執行)

- 第7条 支部長は、前条の規定に基づき講じた法的措置の結果、当該支部会費滞納者に5事業年度分以上の滞納支部会費があり、かつ、本支部が求める判決等が確定したとき又は仮執行宣言が付されたときは、速やかに強制執行の申立てを行うものとする。
- 2 支部長は、前条に規定する法的措置又は前項に規定する申立てに関する手続に付した後において、当該支部会費滞納者が登録を抹消したとき又は税理士法人を解散したときは、その手続を取り止めることができる。

(本会への通知)

- 第8条 支部長は、第5条による督促を行っても、なお滞納支部会費の納入がない会員について、役員会の議を経て本会会則の規定による処分相当である旨を本会総務部長に支部会費滞納者に関する会則処分申立書(第4号様式)をもって通知する。

(支部に所属しなくなった会員等への督促)

- 第9条 支部長は、支部に所属しなくなった会員に滞納支部会費並びに支部に所属しなくなった日を含む事業年度に係る納付すべき支部会費及び支部特別会費(以下、「滞納支部会費等」という。)があるときは、速やかに納付を督促する。
- 2 支部長は、死亡により登録を抹消した税理士会員に滞納支部会費等があるときは、その者の法定相続人に対して滞納支部会費等の納付を督促する。
 - 3 支部長は、解散した税理士法人に滞納支部会費等があるときは、当該税理士法人の清算人に対して滞納支部会費等の納付を督促する。

(滞納支部会費等の整理)

- 第10条 支部長は、支部に所属しなくなった会員であつて、破産及びこれに準ずる状況にあることが判明した者の滞納支部会費等について、役員会の承認を得て、その全額を消却することができる。
- 2 支部長は、2年以上の所在不明により登録を取り消された者の滞納支部会費等について、役員会の承認を得て、その全額を消却することができる。
 - 3 支部長は、第1項に定めるもののほか、次の各号に掲げる理由により、支部に所属しなくなった者の滞納支部会費等の徴収が事実上困難であると認めるときは、役員会の承認を得て、その全額を消却することができる。

- (1) 死亡により支部に所属しなくなった者の法定相続人が支払いを拒絶している状況が1年以上経過したとき。
- (2) 病気又は資力がない等の理由により徴収が困難である状況が1年以上経過したとき。
- (3) 本会を退会した日から5年を経過しても滞納支部会費等の納入がないとき。

附 則（平成27年4月23日）

この細則は、平成27年4月23日から施行し、平成27年4月1日に遡って適用する。ただし、平成27年5月25日開催の九州北部税理士会第1回理事会において、「支部滞納会費徴収整理細則の制定」の承認をもって効力を生ずるものとする。

九州北部税理士会鳥栖支部の特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針

九州北部税理士会鳥栖支部（以下「当支部」という。）は、個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報」という。）の適正な取扱いの確保について組織として取り組むために、当支部会員の事業に関する者の特定個人情報等の保護を重要事項として位置づけ、「特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本細則」を以下のとおり定め、当支部の会員に周知し、徹底を図ります。

1 特定個人情報等の適切な取扱い

当支部会員の事業に関する者の特定個人情報等を取得、保管、利用、提供又は廃棄するに当たっては、関係法令等を遵守し、適切に取り扱います。

2 利用目的

当支部は、特定個人情報等を以下の利用目的の範囲内で取り扱います。

個人に係る報酬、料金、契約金、賞金等の支払い調書作成事務

3 安全管理措置に関する事項

(1) 当支部は、特定個人情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止等、必要かつ適切な

な安全管理措置を講じます。また、会員等に特定個人情報等を取り扱わせるに当たっては、特定個人情報等の安全管理措置が適切に講じられるよう、当該役員等に対する必要かつ適切な監督を行います。

(2) 特定個人情報等の取扱いについて、当支部会員の事業に関する者の許諾を得

て第三者に委託する場合には、十分な特定個人情報保護の水準を備えるものを選定するとともに、契約等により安全管理措置を講じるよう定めた上で、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

4 関係法令、ガイドライン等の遵守

当支部は、個人情報及び特定個人情報等に関する法令、特定個人情報保護委員会が策定するガイドラインその他の規範を遵守し、全会員等が特定個人情報等の保護の重要性を理解し、適正な取扱い方法を実施します。

5 お問合せ

当支部は、特定個人情報等の取扱いに関するお問合せに対し、適切に対応いたします。

附則（平成28年4月27日）

この細則は、平成28年4月27日から施行し、平成28年4月1日に遡って適用する。

慶 弔 規 定

(目 的)

第1条 この規定は会員及びその家族の慶事、弔事、傷病または被災に対し、慶賀、弔慰見舞の意を表すときに適用する。

(弔 事)

第2条 会員などが死亡したときは次表により香典、供花料を贈る。

会員等		香 典	供花料 (税抜)
会 員	在会5年未満	20,000円	15,000円
	在会10年未満	40,000円	15,000円
	在会15年未満	60,000円	15,000円
	在会20年未満	80,000円	15,000円
	在会30年未満	100,000円	15,000円
	在会30年以上	100,000円に1年につき5千円を加算した金額、最高20万円	15,000円
会員の配偶者		10,000円	—
会員と生計を一にする一親等の親族		5,000円	—
在会年数が10年以上の会員が脱会後死亡したとき (会に通知があった場合に限り)		香典 (10,000円) 又は 供花料 (15,000円)	

② 前項の在会年数は鳥栖支部の会員であった期間を通算し、会費免除中の期間は算入しない。

③ 死亡会員に未納金がある場合は香典と相殺する。

(傷 病)

第3条 会員が傷病のため業務ができないことが1ヶ月以上にわたったとき、または重態のときは見舞金として10,000円を贈る。

(被 災)

第4条 会員が火災、風水害、震災等不慮の災害により資産(住宅、事務所)に被害があったときには次により見舞金を贈る。

資産に5割以上の被害があった場合 10,000円

被害の復旧に10万円以上を要する場合 5,000円

② 水害の場合は床下浸水は見舞の対象としない。

(退会記念品料)

第5条 在会10年以上の退会者(死亡による退会を除く。)には、記念品料として5万円を贈る。

(増 額)

第6条 支部長が特に必要と認めるときは、役員会の議を経て贈呈額を増減することができる。

(連絡)

第7条 会員またはその関係者は本規定の定めるところによる慶弔金または見舞金の支給に関する要件に該当するときは支部長に連絡することとする。

なお、支部長は、会員またはその関係者にその事実を証明する書類等(写し)の提出または提示を求めることができるものとする。

(規定の改廃)

第8条 この規定を改廃する場合は役員会の議を経て、会員に諮らねばならない。

附 則

- 1 この規定は昭和59年6月12日から施行する。
- 2 この規定の変更は平成12年9月8日から施行する。
- 3 この規定の改正は平成29年8月22日から施行する。
- 4 この規定の改正は、平成30年4月27日から施行する。

鳥栖支部旅費規程

(目 的)

第1条 この規程は、支部規約第37条の規程により定める。

(会務の出張)

第2条 会員が本部及び地区連の会議又は会務の執行のため出張した場合、次の旅費を支給する。

(1) 交通費

会員の事務所又は住所地の最寄りの駅から用務地の最寄り駅までの往復について、最も合理的な通常の経路及び方法による運賃

なお、片道50キロ超の場合は、特別急行料金を支給する。

また、用務地の最寄りの駅から用務地まで、片道2キロ超でタクシーを利用した場合にはタクシー代を支給する。

ただし、本部等から旅費を支給される場合を除く。

(2) 日当

九北会本部・佐賀地区連及びその他の会合により旅費・日当が出ないときには、実費旅費及び日当(4,000円)を支給することとする。

(請求及び支給)

第3条 出張した会員は速やかに、出張月日、用務、出張先、交通費等を会計担当者に請求する。

なお、タクシーを利用した場合は、必ず領収書を提出する。

会計担当者は、請求に基づき交通費及び日当を支給する。

附 則

1 この規程は、平成15年9月1日から施行する。

2 この規程は、平成22年8月26日から施行する。

3 この規程の改正は、平成28年4月27日から施行する。

親睦旅行及びレクレーションの支部負担金に関する規定

第1条 一泊旅行における支部負担額は一人 20,000 円とする。

なお一人当たりの支出額が 20,000 円未満の場合はその金額を限度とする。

- 2 一泊旅行に参加しなかった会員に対しては、旅行土産(5,000 円相当。送料及び消費税を含む。)を支部負担により贈る。

第2条 日帰り旅行及びレクレーション(飲食を含む。)における支部負担額は一人 5,000 円とし、一人当たりの支出額が 5,000 円を超える場合には超えた金額の 50%を限度として支部負担額に加算し、その上限は 10,000 円とする。

なお、一人当たりの支出額が 5,000 円未満の場合はその金額を限度とする。

ただし、本条に係る行事の実施に当たっては、参加会員 5 名以上で事前に役員会の承認を得ることを条件とする。

また、本条の支部負担は会員年 2 回までとする。

第3条 第1条又は第2条に係る行事において、会員負担額を見込みにより徴収し、行事終了後の会計報告において過不足が生じた場合には、次のとおり取り扱うこととする。

- (1) 余剰金が生じた場合

余剰金が一人当たり 1,000 円未満の部分の金額は支部会計に繰り入れ、他は参加会員へ還付する。

- (2) 不足金が生じた場合

不足金の一人当たり 1,000 円未満の部分の金額は支部会計より充当し、他は参加会員から徴収する。

附 則

- 1 この規定は平成 22 年 8 月 26 日から施行する。
- 2 この規定の改定は平成 29 年 8 月 22 日から施行する。
- 3 この規定の改正は平成 30 年 4 月 27 日から施行する。
- 4 この規定の改定は平成 31 年 4 月 23 日から施行する。

事務費に関する規定

第1条 支部長及び会計の事務費を鳥栖支部規約第34条第1項で予算措置を講じ、総会で承認された時には支出することができる。

附 則 この規定の改正は平成27年4月23日から施行する。